

『平生鈇三郎日記』にみる大正期一実業家の時代精神

安 西 敏 三

- 一 はじめに
- 二 思想的背景
- 三 立憲政論
- 四 外交論
- 五 おわりに

一 はじめに

明治・大正・昭和前期において主として海上火災保険業界において活躍した平生鈇三郎（一八六六—一九四五）を知る人は少ない。ごく少数の保険関係の歴史に興味を抱いている人、及び甲南学園の創設に尽力した人物として教育に関心を寄せている人を除いて平生を歴史の俎上に載せる研究者は少ない。もちろん政治経済史から追求する研究も少数ではあるが存在するが、その人物の近代日本における果たした役割を見れば、まだまだ少ないといわざるを得ない。

保険史を含めての経営史を除いても、あるいは教育史を除いても、平生が二・二六事件後になった広田弘毅内

閣の文部大臣として政権の一翼を担ったこと、あるいはその後の第一次近衛文麿内閣に商工大臣として要請されたことなどを勘案するならば、歴史の闇に葬るには余りにも惜しむべき人物である。特に戦中期における数多の肩書は、平生が戦時中にとどのような役割を政治経済外交史上担ったかについての興味ある関心を抱かせる。

そうした現実政治における、あるいは経済問題における平生の位相をしかしながら本稿において論ずるのが筆者の目的ではない。ここでは通常、いわゆる思想史の対象として浮上しない実業家の、しかも実業思想ではなく、その思想的背景なり政治観に限定して、大正期の一つの時代精神を見ることを目的とする。従来思想上に登場する人物は所謂現場の人物よりはそれを批評する立場にある新聞人や文人あるいは学者であった。実際、政治思想史に限ってみても、政治史とは異なつて福澤諭吉や丸山眞男を論ずることはあつても伊藤博文や吉田茂を論ずることは少ない。実業人となると況やである。しかし丸山と吉田との関係はともかく福澤が伊藤に、あるいは伊藤が福澤に何らかの影響があつたと考えることは可能であるが、より現場の政治ないし政治家に接していたと思われる実業家における政治への干与と関与の研究は必要にして重要であろう。政治と経済との関係は政治と学問ないし言論との関係より遥かに現場にあつては密接であるからである。実業家の政治思想をこのような文脈で考えるならばそれは政治思想史の対象になりうるであろうし、実業家が時代に対して如何なる見解を有していたかを知り、それが現場の政治にどのような影響を持つにいたつたのか、あるいは持ち得なかつたかを知る一つの契機にはなるう。

幸いここで取り上げる平生鈺三郎は実業の現場にしながら膨大極まる日記を綴り、一部散失しているとはいえそれが残存しているので、格好の資料を提供してくれる。本稿は目下、刊行中ではあるが、平生日記の大正期の一時期、それにそれ以前のことを綴つた『平生鈺三郎自伝』における明治期をも一部射程に入れて、その基本的な思想を取り上げ、本職ではない政治、なかでもこの時期の政治を見る上で不可避な立憲政論と外交論に限定し

て大正期の否、より正確に言えば大正前期の時代精神の一端に光を当ててみたい。

二 思想的背景

明治から大正にかけては明治天皇という「偉大な父」の死と、その後の憲政擁護運動という「大正デモクラシー」へと慌しく時代が移行するときであった。確かに「明治の精神が天皇に始まって天皇に終わつた」⁽⁴⁾（夏目漱石『こころ』）といわれるような転機を迎えた時代ではあった。「維新の精神」⁽⁵⁾が過ぎ去り「明治の精神」の終焉を迎え、新たな時代精神へと移り行く時である。未だ東京海上火災保険会社の一社員たる平生はどのような新たな時代精神を抱いていたであろうか。まずは大葬後、やや時代が落ち着いたと思われる大正四（一九一五）年の平生の皇室観をみてみよう。

「本日は 先帝陛下の誕生節当日とて、永年の間之を祝しありし我等は未だ脳裡に刻まれたる深刻なる記憶を脱する能はず。二重橋外、桜田門外、或は青山練兵場内に車駕を迎へ、鳳輦を送りし当時を追想して万感胸に迫るを覚ゆ。東隅に於る貧弱なる日本帝国が御一代に於て世界列強の班に入り、国威を宇内に輝かすに至りたる事歴を鑑み、今更ながら御高德、御稜威を景仰するの念、益深きを覚ゆ」（一九一五年十一月三日）。平生は日本の神靈として皇室に対する尊崇の念を生涯変えることはなかつたが、ここにみられるように、とりわけ帝国主義全盛期にあつて国家の守護神として日本を列強にまで導き、国威を世界に示した役割を担った明治天皇の存在は象徴的とはいえ平生にとつて最も尊い存在であつた。

昭憲皇太后については「柔嫺、婉婉、端麗、貞仁、天下に儀刑し給ふ事四十余年、允に聡に允に明、惟れ和、惟れ儉、聖を竭して基を固くし、至性温々として恩を毛羽に及ぼし、令儀翼翼として化を邇遐に施し給ひき。就

中女学の振興は最も懿を勞せられ、慈善の事業は率先衆を励まし給ひ、或は婦工を勧め或は美術を奨め、深宮の陋習を破りて昭代の宏規を垂れさせ給ひしかば、陰教一時に新にして柔風四海に賑ひたりき」(一九一四年五月二十四日)という如く、特に女性の学問修業のための尽力、慈善事業、女性労働の勧め、美術の振興、宮廷内改革などを図ったことに対する崇敬の念がある。

明治天皇、あるいは昭憲皇太后のみならず大正天皇に対してもその念は変わることにはなかった。以下は一連の即位礼に伴う行事の一つに平生が参列したときの感想である。「天皇旗進み鳳輦が視界に入るや肅然として容儀を正し、御機嫌麗しき英姿を拝し、崇敬の念、感謝の意とは胸裏に満ち溢れ暗涙の胸に迫るを覚へ、義勇公の志は躍如として湧出するが如し。無言の中、静志の裡、無限の感慨は万衆の胸中に往来するなるべし。この崇重清新なる御鹵簿を拝観せる国民は、即位式に賜はりたる勅語を想起して、何物をも陛下の為め犠牲にするの決心を確かめたるなるべし。余は唯聖運の高きを思ひ、聖徳の大なるを考へ、先帝陛下登極と共に創したる御鴻業、御偉績が今上陛下の御世に於て益恢弘せられ、帝国の使命が果行せらる、期に近くべきことを確信し、感涙に咽むと共に勇氣百倍するの感あり」(一九一五年十一月二十七日)。明治天皇の偉業を受け継ぐ大正天皇に対する念は感涙に咽ぶほどのものであったのである。

こうした皇室に対する尊崇の念は伊勢神宮への参拝の際の日記の叙述などからいたるところで見ることができ、この点は実父田中時言が大変な敬神家であったことが預かって大であることは自伝において明らかであるが、武士精神の持ち主にしてこのような皇室への崇敬の念が強かったということは、そこに回顧という限定はあるにしても、一世代前の福澤諭吉などに比して当時の時代精神を知る思いを禁じえない。

「神武天皇が高御座に就かせ給ひて日本の建国を宣言し給ひてより茲に二千五百七十六年、皇統連綿として万世不朽の色彩鮮やかに世界に類なき国体こそ実に崇き限りなり。吾々皇国に生まれ皇恩に浴し、この安怡なる生

活を営むもの何ぞ之に酬ゆるなくして可ならんや。我々も亦この類なき国体を体顕して類なき国民たるの実を示し、以て日本が帯べる世界の統一（武力的の意にあらず）の使命を果たすの覚悟を以て其の業を営み、其の道に力めざるべからざるなり」（一九一七年二月十一日）。皇統連綿という国体觀念の称揚と世界の平和的統一の希求である。時代は第一次世界大戦の最中である。こうした希求の念も起こらざるを得なかったのである。そうして皇室が長きに亘って存続していることには、それなりの理由があるのである。

「皇室は常に一視同仁の崇高なる思し召しを以て国民に對せられたることが、二千五百八十七年の長き、國民が皇室に對して忠義を尽くし來りたる主因ともいふべきもの」（一九一七年六月十一日、後に「銀行重役の資材提供と十五銀行の救済」と題して『拾芳』第十号に再録⁽⁸⁾）にも見られる如く、どこまでも皇室は一視同仁に徹してきたからこそ存続し得たという。平生にとつては、「一視同仁」という、その正義感に呼応する皇室の一側面である。

皇室に對する言及が特別な日におけるそれであるのに比して平生が、日常的に重視し、折に触れて言及するのは武士道ないし武士精神である。既に自伝にみられるように武士のかくあるべきという理念は平生の父時言が農民出身ということもあって一層高められた⁽⁹⁾。経済的基盤からいえば時言の実家岩間家に比して郡奉行を務めていたとはいえ没落気味の名門田中家は下層であつたのである。しかし身分的には抗し難い魅力が武士にはあつたからこそ武士への憧れ強い時言は武家の養子となつた。むろん武士のほうでも庶民への回帰志向がなかつたわけではない。武士たることは武士当人にとつても余り魅力的な存在ではなかつた事例もある⁽¹⁰⁾のである。確かに平生をも含めて武士の存在が消え失せるにつけ、それはますます理想化され、さらにキリスト教化された武士道が古典となるまでに至っている⁽¹¹⁾。旧武士身分の身分的まとまりが明治三十（一八九七）年代以降、ほとんど完全に消滅し、生活態度や規範意識による識別もなくなつてきた正に其の頃から觀念的に美化され理想化された武士道のリヴァイバルが起こり、井上哲次郎・有馬祐政編『武士道叢書』全三卷（博文館、明

治三十八・一九〇五年)などの出版となつて現れるにいたつてゐるのである。⁽¹²⁾しかし源平時代から鎌倉、室町、戦国を経て、天下泰平、幕末維新期における支配層の座を占めた武士ではあるが其の位相は様々である。「切り取り強盜武士の習ひ」は幕末期に至るまで慣用句であり続けたし、勝つためには騙し討ちは当然であつたろう。平生の実父が述べるように「汝は武士の子に非ずや。騙し討ちは武士が最も恥とするところなるに、今日の行為は全く田中の家名及び父の顔に泥を塗るものにして田中の家の子として生かしくおくべき事は祖先に対して申し訳なければ、直ちに打ち首とすべし」⁽¹³⁾との言から分かるように、騙し討ちを打ち首に相当するほど、それは最も武士道に反する行為という見解も無論あつたであらう。また士道という用語もあるが中国や朝鮮のように科挙試験に合格した読書人階級である士大夫とは全く異なり、むしろ読書好みの武士は変人と思われてもいたのだ。⁽¹⁴⁾福澤諭吉ではないが、頭の中は白紙ではあつたが武士のエネルギーは評価するといふ具合である。⁽¹⁵⁾

武士道論ないし武士精神をここで詳論するのではない。武士たる存在がどのように当時認識せられていたのか、殊に平生にあつては、という問題である。平生自身、後日、文部大臣に起用されることが決まつたさい、「その人格も古武士的肌合を有して世間定評の存するところ」と報道されてお⁽¹⁶⁾り、剛直にして信義に厚い人格者、即ち当時イメージされた古武士として平生は評せられていたのである。

それでは平生が描いている武士道とは如何なるものであつたのであろうか。これは武士道が武士なき近代日本の大正期においてどのように思われていたかの一類型を提供するであらう。但しここでの紹介は当時の実業家ないし経営者をどのように批判しているかを見て、その上での平生の念頭にあつた武士像が中心となる。

平生は経済活動においてしばしば「金銭の為には人倫を無視し正義を蹂躪して意とせざるは大坂町人古来の遺風にして封建時代の余習なり」と論じ、「金銭を以て保護色とし、武士に対する唯一の武器は金銭なりと自覚し、是があるが故に其身安く、是なき時は其身危しと観念せる」と大阪町人を分析し、「金銭は自己の生命と同一視せ

し思想が今日に遺伝せるものにして、一般住民の心頭に浸潤すること深く」と述べる。そして明治の教育が「徳操の涵養を怠れる教育」と断言し、少しもその遺習を掃除する効力がないことを指摘する。そうして自ら振り返って「余が家は武士の後裔にして両親を始め武士的教訓を受けたる人」との自負を語り、家族関係が複雑にして闘争を生じ易き外観をなすとはいえ、例えば金銭問題で紛争が生じないよう「余は己に遺言書を作成し万一に備ふることせり」と金銭に絡む相続問題については万一に備えていると記す（一九一五年八月二十三日）。人倫と正義の具現者としての武人像を念頭において大阪町人を批判しているのであって、平生は徳川封建制下の町人の有様が支配身分たる武士に対する唯一の対抗手段としての金銭の力を以てしていることを指摘しているのである。即ち金銭の有無が身体の安否を左右し、なお維新後にあってもそのエートスが経営人に浸潤しているとの認識を平生は持つており、これが平生をして教育による徳育の涵養の必要性を打ち出す一因となっているのである。

金銭で以て対抗するということはまた政治権力に弱いということでもある。平生はその点を次のように論じている。「由来、大阪人は現金主義にして昨日迄路傍人の如く敢えて顧みざりし人といへども、今日大臣の椅子を占めるや諛辞巧言を以てその鼻息を窺ひ、その意に違はんことを是恐るゝが如し。故に大臣の下阪するやその歡迎振り、寧ろ笑止に堪えず」（一九一四年七月九日）。平生は士族出身にして武士道の体現者であることに生涯誇りを持つていたが、単なる実業人ではなく公共的なるものへの関心と発言に平生における武士のエートスを見ることもできよう。

通常、士族は明治になっては官吏ないし警察官、あるいは軍人への志向が強い¹⁷⁾のに対して、藩閥その他の問題もあろうが、平生は青雲の志を抱くことなく実業界への道を選んだ。それだけに実業の世界に身を置きながらも常に政治への関心を失わなかった。政治が公共的なるものである以上、「財を積み産を重ねることを知るも公共の為に尽くし他人の為に力むることを好まざる人」（一九一七年一月十七日）が多いとの関西実業界批判にも平

生が武士の末裔であることを誇りとする精神を見ることができ、逆に武士精神が平生をして公的なるものへの関心を喚起させるのであり、「自他救済主義を以て一貫せんとする志」の持ち主であると自負させるのである(同上)。

むろん町人には町人の道徳がある。正義を踏みにじる行為に対しては営利活動そのものが成り立たないであろう。その点から見れば平生の見解を正当に評価することはできない。享保九(一七二四)年には町人の町人による町人のための学問所が徳徳堂と銘打って大坂に設立され、宋学を中心に町人たちは徳育の涵養をも図っていた。町人学者も輩出しているのである。さらには町人道徳を説く石門心学も処世訓に陥っていたとはいえ江戸中期には登場しているのである。にもかかわらず実業に身を置きながらの平生のその言葉には、それなりの現実的意味があるのであって、それほど封建制下の町人の置かれた位置づけは公的なるものには我関せずであったのである。それだけ私利追求に明け暮れる存在と思われていたということである。「君子は義に論し、小人は利に論し」(『論語』)との言が平生の念頭にあったことは否定すべくもないが、武士平生から見れば非政治的領域(『実業』)からする政治的発言というデモクラシーへの契機は、その立憲政治論にも反映されるが、第一次世界大戦による好景気の最中、「近来、富豪にして公益事業に損金を為すもの相次いで出現するに至りたるは彼等に救済救他の菩薩心が湧出するに至りしものか、或は戦争の爲め僥倖すべし彼等が虚栄心を満足する爲め、若しくは醜穢なる手段を以て致富を爲して傷つけられたる声誉を癒さんとする我慾に基づくものか、何れにしても真に悦ぶべき現象といふべし」(一九一七年一月十四日)との言も宜なるかなである。

この拝金主義批判は外国に対しても向けられる。平生は米国大統領の講和斡旋の報道が投機者をして株式市場における巨益をもたらし、しかもそれが政府関係者との関連ありとこのことを知って「実に米国の金銭万能の国たることを示して余りあり」とし、「米国の政界が腐敗して金銭の魔力は何事にも成さずんば止まざるの現代的、

否米国式活動を暴露したるものにして、物質的文明の窮極が如何に醜穢汚濁に沈淪するやも想像するに余りあり（一九一七年一月十八日）の感想をもつことになる。そうして物質文明が日本に齎されるならば、すなわち「外面に顕れたる物質的富強に眩惑せられて内面的頹廢に向けざる如きは我国をして衰亡に赴しむるもの」（同上）であつた。外面的物質的富強は内面的精神的豊かさを伴わなければ国の衰亡に通ずるのである。

また中国民衆についても大阪町人のそれと同様なエートスを見る。平生は中国民衆の動向に対して「彼等は政治は政治家の業のみ、彼等の干与するところにあらずと、我不関焉として対岸の火視すること実に意外なり。……制度の如何は彼等の関するところにあらず、唯国内静謐にして安堵して商業を經營すれば足りると。実に彼等の至情なり」（一九一七年七月五日）。政治に我関せずを決め込んで商業活動に勤しむことへの批判である。

さらに平生の武士精神は恥を知り、祖先に対する面目の重視という側面についても窺うことができる。「御身は士族にして武士の後裔ならずや、御身は如此き破廉恥なる行為を為して祖先に対し何の面目ある、先以て祖先の位牌に対し正座黙想、以て陳謝すべきなり。……過を改むるに吝ならざること男子の本領ならずやと切に改悛を促せり」（一九一五年八月十八日）。これは人の破廉恥行為を訓戒する際に祖先・家名を重視する武士の名を以てしているのである。そうしてこれはまた社員教育においても訓戒として提示される。平生は言う、「会社の社員の如きは古武士の人格を要す」と。そして「往昔武士は些少の俸禄を受くるに甘んじて一身を君の馬前に投ずるを覚悟せしものなり」と論じ、「社員は身心を犠牲に供するの要なしといへども自己の技量と奮闘に依りて勝ち得たる利益の一部分を報酬として得ることを以て満足するの士魂を要す」として、利益の一部を報酬として得るものであると言う。「自己の奮闘努力に依りて得たる利益は全部自己の取得とせんことを欲する人々は社員たるの性格を欠くものにして初より社員として他の配下たらざるに如かず」である。「然れども士は己を知るもの為に死するものなれば主人たり株主たるものは士魂ある社員、手代に対しては君主が士分を遇したると同一の

温情と誠意を以てせざるべからず。彼等を機械視し、又は唯自己の利益の為に利用せんとする如き不誠意なる私心を以て之を待たんか、彼等は遂に土魂を發揮せざるに至らん。土魂商才ある優良なる社員は知己の為に奮闘を惜しまず、何ぞ金銭的報酬のみに恋々たらんや」(一九一七年七月二十日)。

ここでは武士一般というより、より古い武士像を念頭において古武士を登場させる。ここでの古武士像は俸禄安価にして君主の前において討ち死にする覚悟を持った侍である。自己の技量と奮闘によって得た利益の全てではなく一部で以て満足する、これが土魂である。全ての利益を得ることは土魂ではない。そして武士のエートスとして有名な「士は己を知る者のために死す」(司馬遷『史記』)を援用する。「己を知る」主人たる株主は君主と同様に温情と誠意で以て社員を遇しているのであり、手段としてのためではない。それ故に社員は主人たる株主に利益を還元させるべきであるとの考えである。いわゆる土魂商才の一類型をこれは提供していよう。

ところで武士道の淵源とも無縁ではない「御恩と奉公」の「恩」の思想、即ち儒教というより仏教的精神の一端から発するそれを平生についてみると、次の文言において明確である。平生は自らが社会的経済的地位を獲得したことを念頭において、「余が茲に到りし動機として余が高等教育を受くるに至りし動機及其學歷を語り、且志操堅実、身体強健、学業優等にして他日成功の上は十人か百人かの男子たり得べき青年が学資不足の爲め、其潜勢力を發揚するに至らずして陋巷に死することは国家的損害と考へたるを以て、一は己が国家の恩恵に浴して今日あるに対して報恩し、一は之に依りて己が間接に国家に貢献せんとするものなることを説明したり。……余等が学生時代に於て学生は一意、自己の向上、立身を計るに汲々たると共に日本国をして列強に伍するに至らしめざる可からずとの観念は何人の胸中にも大小の差こそあれ常に澎湃しつつありしなり。故に余暇あれば必ず国家に関する問題を討議し、口角泡を飛ばして議論を上下するを常とせり」(一九一五年十二月十三日)。平生が自らの立身出世を可能ならしめたのは国からの奨学資金によることを深く自覚し、その「御恩」に対する「奉公」

として私企業に勤務しつつ将来性ある学徒に対する学資補助を決していたのであって、ここに仏教思想に由来する報恩精神は国家の恩恵に対するそれとして現れる。そうしてそれが武士道から来るものと相まって国家なるものへの関心ともなっているのである。これは自利利他主義への契機を持つ法華経への傾倒（一九一八年一月一日）や菩薩信仰（一九一七年十二月三十一日）ともなつて現れる。

こうした武士道精神は仮令理想化されたものであるにしろ、独立自主主義や有限実行主義、それに正義感の持ち主へと平生をますます追いやる基盤となつたであろう。そうして徳義重視の品性高潔な人物像を提示するのである。

さらに武士道よりも体得可能な正義感の涵養手段として興味深い平生の哲学を紹介しよう。それは「草取哲学」というものであつて、園芸を趣味としていた平生が時に寄宿生と共に行つた草取の哲学的意味である。草取は悪草雑草を除去することであるが、これは社会における悪漢を撲滅することに通じ、人類社会における法律や道徳の社会における効用と同じであるという。すなわち正義感の体得である。「草取は最も休養的の仕事なり。草取は最も考案を要せず。強て何等精神の労働を求めず。日光に曝され新鮮なる空気を呼吸し無我無心に雑草を芟除し、庭面を洒掃し、花卉累を除去するものなれば、其効果も少なからず。二三時間の労働の後、芟除せる跡を顧みるときは身心愉快を禁ずる能はず。尚、哲学的に之を評すれば、草取は悪草雑草を除去するものなれば、社会における凶者悪漢を撲滅すると同じく、草取は人類社会に於ける法律道徳と其用を一にするものあり」（一九一五年六月二十七日）。

三 立憲政論

さて平生は日本が欧米先進国なみの立憲政治を行うに至ったこと自体は評価しながらも、その運営にあたっては必ずしも高い評価を与えるものではなかった。まず平生にとつてこの時期の政局はどのように映じ、どのような政治を理想として求めていたのであるか。平生はシーメンス事件によつて山本権兵衛内閣が瓦解し、大隈重信内閣が成立して間もなくの大正三（一九一四）年四月二十一日の日記に次のように記している。

「大隈内閣も官僚的素地に政党内閣の薄化粧たるが如き模糊たる組織なるを見て、世人は予想に反したるが如く些か失望の様あり。殊に隠忍十有余年政党内閣を主張し、民主主義を鼓吹せる大隈伯が時運到来し、何人も收拾すべからざる境界に顕はれたるより、其の内閣の組織も定めて政党内閣の色彩鮮明なるべしと予期したるは当然なり。然るに内閣員、及びその後内閣の更迭と共に交代するの慣例となりたる政務官の多数は山縣・桂両公の系統に属する所謂純官僚派の人士にして、政党側より……空位を補充せし武富氏を除きては中正会の尾崎氏が司法大臣の椅子を占めたるのみならず、長派の復興と称せらるゝも否定する能はざる可し。余は帝国が大正三年に至るも尚薩閥長閥政争の犠牲となるに拘らず民間の政治家及び大政党がこの藩閥打破を口に唱へ筆に論じつゝ、己れ政権に近づかんとする野心の為に之を實行する能はず、藩閥の爪牙となりて其の頤使に甘んずるに至りては慨嘆に堪えず。彼等は口に国利民福を唱ふるも内心は唯政権を得、政治的功名心を満たさんとする利己主義の権化なり。大隈伯にして尚然り、他は推して知るべし。明治維新は幕府の専横に対する敵愾心に依りて実顕せらるゝ、大正維新は藩閥全滅を以て其の記念標となさざる可からず。薩長二藩が明治維新に勲功ありたりといへ如何に人才に富みたりといへ、全国の人材に比しては軽重の論なし。唯薩長以外の人士が志操軟弱にして薩長の勢力に阿附して立身向上せんとする卑劣心が薩長二閥をして四十有余年の間其の力を保持する所以なり。民主主義澎湃として人心を瀰漫する今日、藩閥の如き大物を保存する如きは帝国の恥辱ならず

や。若し現内閣が議会を解散するに於いては、選挙民は真に藩閥打倒の信念と実力あるものを選定す可し。官僚即ち藩閥の臭味あるものは一切排斥せざる可からず」。

ここで平生は明治維新の功績が薩長にあることを認めつつ、大正期になっても両藩閥が政権を実質的に担っていることに対して批判しているのである。すなわち表面政党政治の衣を着つつ実質的には大隈内閣は長州閥的官僚内閣であるからである。大隈内閣の前の山本内閣は確かに山本権兵衛という薩摩出身者が首班であったが、それでも軍部大臣現役武官制を改正し軍の政治への関与を牽制し、文官任用令を改正して官僚の優位を抑制しようとした。その意味では大正デモクラシーに相応しい政治への契機をなしたが、それだけにシーメンス事件の後になつた、また常々憲政を唱えていた大隈重信の登場には相当の期待を以てみられていたのである。それにもかかわらず政権を得んがために政党政治家は藩閥に妥協して、これがために政党政治は実現すべくもなく藩閥官僚制が再びまかり通ることになつた。大正維新は薩長二藩を中心とする藩閥官僚政治に墮落してしまつた政治を民間人中心の政党政治を確立することであり、藩閥政治はそれこそ日本の恥であると訴え、選挙があるならば藩閥打倒の信念と実力を有する候補者に一票を投じよと平生はいつているのである。民主主義の時代に相応しい超然内閣ではない政党内閣を平生が期しているのはいうまでもない。然るに政治家には如何なる人物がなつているのか。平生の見るところを聞いてみよう。

「権勢に憧れ政熱に狂しつ、ある政狂者こそ真に憐れむべく、其の心事の陋や実に卑しむべきものなり。何故に彼等は虚心坦懐、私心を去りて公の心を以て政権を争はざるや、憂国の志を以て政治を行ふの高潔なきや、実に我国の現情は大政治家の現出を渴望する時機にあらずや」（一九一七年四月九日）。ここから当時の政治家一般の像が浮かんでくる。虚心坦懐私心を去つて公共心に富んでいる人間こそが、政権を争いかつ憂国の志を持つて

政治を行う高潔な人間こそが、平生の期待する政治家であった。そうしてこれに該当する政治家こそ平生が援助して止まない床次竹次郎であった。「至誠国を憂ふるの士にして政治家たる資質を具備する人にして国政を托すべき人物なるも、不幸にして清廉身を持したるを以て資力乏しく、辛ふじて一家を支ふるを得るも、政党政治家として要する費用を弁ずるに困難を覚ゆること往々なり」と(一九一五年十一月十六日)。これは床次竹次郎について語っている一節であるが、床次は「政治は妥協である」との名言で有名である。この政治の持つ技術的側面を代表する言を吐いた床次は政友会から政友本党、さらに民政党、新党倶楽部、政友会と政界を渡り歩いたため政界夢遊病者などの悪評を受けた人である。⁽¹⁸⁾平生の床竹に対する評価は絶大なものがあり、平生の政治に対する要求を托すべき人物と床竹は平生には映じていた。それ故に政治資金を投ずることも惜しまなかったのである。さてそれでは平生は政治運営の有様について明治憲法発布以来行われていたはずの立憲政治をどのように理解していたのであろうか。それは明治憲法に対する解釈において知ることができる。平生は経済的には力に応じて利益を享有すべきであることを説きつつ「今や政治上に於いて世界は君主擅制より民主立憲に變じつ、ある時」(一九一七年四月二十六日)との認識を示し、民主立憲が世界の動向であることを述べ、「大臣の旅行には常例ともいふべき各地に於ける官民合同歓迎会」を利用して前内閣の秕政を説いて、その内閣を支持した憲政会の横暴を責めているとして、「憲法の解釈論より進んで英国流政党内閣は欽定憲法の本旨に反するものと論じ、暗に反對党の当選を防止せんと試みつ、あるが如く今や超然内閣の仮面を脱して内閣は自己の与党の多数を以て支持せられざる可からざることを会得し、最初の方針を變せんことを事実⁽¹⁹⁾に於いて証明しつあり」(一九一七年四月十二日)と論ずる。これは英国流政党内閣が欽定憲法たる明治憲法に反するとしながら、議会多数党による支配が今や不可避であることを説いているのである。立憲政治とは公明正大公平無私の政治であって、これは平生の正義感に相応しい政治体制でもあったが、興味深いのは政治運営の基本である明治憲法をプロイセン流ではなく英

国風に解釈していることである。プロイセンの憲法に倣って作られた明治憲法ではあるが、そして美濃部達吉に見られる天皇機関説的解釈をとるにしろ、美濃部は日本のイェリネックと称されることからも、⁽¹⁹⁾ 仮令そこに英国の立憲政論があるとしてもドイツ流のリベラルの憲法解釈であつたであろう。けれども明治憲法を英国流の立憲政治的解釈ないし運営を意図する動きは、平生の日記を紐解くことによつて我々は知ることができる。明治憲法の生みの親ともいふべき伊藤博文自身、藩閥的超然主義から政党政治への脱却を意図し立憲政友会を創設したことが象徴するように、政権交代可能な政党政治を行うことが立憲政の基本であるとの認識は既に広まっていた。それは例えば、皇室を政治社外に置くことによつて、政治を門閥なり名望家なりから解き放し、政治的能力の有無によつて行われるべきことを説いた福澤論吉らに思想的淵源を求めるところ⁽²⁰⁾ までである。平生は大隈内閣の後になつた寺内正毅内閣を評して、「所謂純然たる官僚内閣なり」と判断し「純官僚内閣、否超然内閣」とみなして次のように記す。「已に我国は英国の範に則り政党を組織して衆議院議員の多数が何れかの党派に属するものとすれば、何れかの党派と結託するにあらずして単に善政を施すを以てその内閣を維持する能はざるべし」と英流の政党政治を援用して断じ、そして記す。「善政とは何ぞや」と自問し、「憲法国における善政は衆議院、否国民の同意を得る範圍に於けるその協賛を受くべき底の善政ならざるべからず」と自ら答へ、「衆議院の同意を得べきものならざるべからず」がその基本的条件であるという。そして「若し衆議院が同意せず、而して現内閣の施政は国民の同意を得る見込あり、換言すれば衆議院は民意を代表せずと見ば之を解散するも可なりといへども、政党政治に關係なき官僚内閣が自己の施政を謳歌する議員の多数が選出せられざることは自明の理にして、如何に官僚一派が非常手段を用ゆるもその効果あらざる可く、各党派間の消長こそあれ、党派外の議員が多数を占むることは智者を俟つて知らざるなり。世人は今回の閣僚は首相を始として何等の抱負あるにあらず、何等の確信あるにあらず、単に大臣たらんと欲する自己の虚栄心の外なき人々の集団なりと嘲笑するも一理ありといふ

べし」と記すのである(一九一六年十月十一日)。然しながら立憲政治の担い手である政治家、さらに政治家を選ぶ国民を批判しつつ次のように記している。

「日本の政界が混沌として国民は帰嚮するところを知らず。比如き国情は決して日本が之を有する天命と合致するものにあらず。即ち日本が享有する使命を果たさしめんには、政治的に国民は覚醒せられざるべからず」と論じ、「政治に干与せる先輩諸氏、即ち元老、官僚、政党者を通じて国家的觀念の薄弱なることは浩嘆すべきにあらずや」と支配層の国家的觀念の希薄たることを嘆き、「国民をして天与の使命を果さしめんには、政治家たるものは私心を去りて奉公の念を以て対外方針、施政方針、及教育方針を一定せざるべからず」と、私心を去って奉公の念を以て外交、内政、それに教育の方針を定め、国民の進歩發展を促せという。すなわち「外交方針一定せずんば対外的施設たる軍備に関する方針も確定せざるべく、施政の方針確立せずんば日本は英国の如く純政黨内閣を取るべきか独逸の如く超然内閣制を取るべきやも一定せざるべく、教育方針確固ならざれば思想界の迷雲を一掃して国民の思潮を一定せしむること能はざるべし」というのである。そして「この三大方針が確定せずんば国体として日本国民をして秩序的に進歩發達せしむる能はざるなり」と結論する。そのためには「既成の政黨を打破して挙国一致内閣を組織せしめ、以て最も公明正大公平無私なる政治を行ひ、以て憲法政治の模範を示し、将来における政治の形式を一定し、対外方針を確立し、其形式方針に則りて國政を行ふに於ける意見を異にするものは、互に一黨の下に集合し、如此にして、所謂兩黨政治の効果を發揮に力めんか、能く国体民情に適合せる政治を行ふべきかと」と記すのである(一九一五年十二月十六日)。

このうち施政方針が確立されなければ日本はイギリスの如き政黨内閣制をとるべきか、あるいはドイツの如き超然内閣制をとるべきか定まらないとしている点が重要である。そして平生の見解によれば一度既存の政黨を打破して挙国一致内閣を組織し、その上で公明正大公平無私な政治を行い、憲法政治の模範を示し、将来の政治の

形式を定め、意見が異なる場合には両党政治の効果を發揮すべきであるという。両党政治は両頭政治ではなく二大政党政治を指すであろう。それは超然内閣制では到底ありえない。すなわち平生は政党政治による責任内閣制を公明正大な政治を行う上で、最善としていたのである。ここからしても平生の念頭にある政治が英国流の立憲政治であることは明らかである。但しそれを実現するためには既に見られるように国民の資質の問題がある。

「政府及び有識者は進んで源泉を清むるの案を實行せざるべからず、他なし、教育に依りて国民の政治思想を涵養し、選挙権の貴重なることを了解せしむるに在り」(一九一七年二月七日)。すなわち教育によって国民の政治思想を培えといっているのである。⁽²¹⁾ そうして第一次世界大戦中に勃発したロシア革命についても、その要因を専制政治の爛熟の結果であり、それを行つてゐる専制的官僚政治の成れの果てであるとの認識の下、同様な政治形態をとつてゐるドイツ、さらにそれを崇拜してゐる日本の官僚の心理は如何なるものであるかを問う。「此の間政治上に於いて露国の大改革あり、世界に於いて専制政治の極致と称せられたる露国に於いて一時に専制的官僚は顛覆せられて拘禁せられ、皇帝は廢位を要求せられてツアール スコエ・セロに幽閉せられ、皇族、貴族、軍隊が全国は勿論、戦線に立てるものも仮政府(民主的)に服従を宣誓するに至り、驚天動地の大革命が数十人の犠牲に依りて行はれたることは実に奇跡ともいふべく、是れ専制の果実は全く爛熟して之に触るゝを待ちつゝ、ありし状態なりしならんか。官僚政治の本山、専制政治の巢窟とも看做されありたる露国に於いて民本政治が容易に出現したることは如何に官僚政治、軍国主義を以て今次の戦争を継続しつゝ、ある独国皇帝及び之に属する官僚及び国民の心理に如何なる影響を与えつゝ、あるかは実に興味ある研究問題ならずや。独国崇拜の我が官僚の心理にも多少の風波を起こしつゝあらん」(一九一七年三月二十一日)。

そうして官僚のみならず政党政治家も自己の権勢や名譽のみが眼中にあり、国家の為に自己の理想を行わんがために政権を取ろうとするものではなく、従つて候補者も金力ないし情実によつて票を獲得しようとしてゐるの

であつて、立憲政治と言えたものではない。従つて平生は立憲政治はすべからず国民如何に掛かっているのであり、憲政の自覚が必要であることを繰り返して説くのである。政治家は「自己の権勢、自己の尊誉を得んとするに汲々として毫も国家の運命を顧慮せざるもの如く、徒に私争を事として紛争に次ぐに争擾を以てし、為に国威の伸張、国権の拡充も失ふところ幾許なるを知らず」と記し、「国家の為に自己の理想を行わんとするに近かつて共に排斥すべきものなのである。総選挙が近づいて選挙戦が盛んになって全国の議員候補者の顔触を見てみると「唯金力若しくは情実に依りて多数の投票を獲得し得る見込み多きものを推薦しつゝ、ありて、何等政見主義に依り行動するものを公認するにあらず」というのが実態である。「多少の例外なきにあらざるも九牛の一毛のみ」である。そうであるが故に「立憲政治の根底は国民に在り、国民に憲政に対する自覚なくして憲政の美果を取めんとするものは木に縁りて魚を求めんとするよりも難し。有権者が憲政の本義を解し選挙の何物たるを知るに至らざるば、警察官が投票に関する心得を有権者に説明せざるべからざる我が国の現状に於いて憲政が効果を生ぜざる、自然の数ならずや」と切実に記しているのである(一九一七年四月三日)。教育によつて国民の智徳が進歩すれば王権を制限し代議制が拡大するとの維新期にみられた思想⁽²²⁾は平生のものでもあつたのである。

さらに内閣外に行政機関ともいえる外交調査会を設けることに對しては、「天皇直隸の下に内閣大臣の一部、枢密院、貴族院より一二の人を推薦し、之に三党首を加へて外交調査会なる一種の最高外交機関を設けんとするものにして、政友国民両党首はこの議に賛したるも加藤憲政会総裁は参加を拒絶せり。是れ至当の提議なり」と加藤高明の言動に賛成し、「己に責任内閣あり、外交は勿論、万般の事自ら其の責に任ずべく内閣の上に如此き機関を設けることは内閣の権力を削ぐと共に其の職責を軽ふし、責任内閣の制度を根本より破壊するもの」と責任内閣制の視点から言つても極めて問題にしてそれ自体を崩壊させるものであると主張する。従つてそれを設け

ようとすする寺内正毅首相の真意を疑はざるを得ずということになる。もし外交問題に於いて挙国一致内閣の必要があるならば、先ず以て内閣を改造し、誠意を以て之に当たるとすれば在野の政党党首も必ず外交上の問題に関しては挙国一致に賛成するであろう。唯単に内閣を改造して挙国一致内閣を組織するのを好まない結果、外交調査会のような「一種の変体機関」を宮中府中の間に設けることはむしろ平生にあつては「挙国一致を熱望するの誠意を疑はざるを得ず」である。それは正に「衰竟の袖に隠れて権力を擅にせんとする官僚政治家の擧に倣ふもの」であつて「野党の口を箝せんとする狡猾なる策略と称せらるゝも之を否む能はざるべし」となるのである（一九一七年六月四日）。さらに若し内閣が対中問題に行き詰つた窮状を救済せんとして企画せられたるものであるならば、それこそ「実に欺瞞、誑詐、国民を賊するの陰謀」であつて「大いに攻撃せざるべからざるなり」（一九一七年六月五日）と手厳しい。内閣外に外交調査会を設置することは平生にあつては責任内閣制を旨とする立憲政治の放棄に等しいのである。

四 外交論

平生の日本外交論における中心課題はどこまでも中国問題であつた。そしてその処方箋は所謂外硬論にして現実主義的とみなされるものである。「日本外交は極言すれば対支問題の解決に在りといふべく」（一九一七年五月二十日）であつて、「若しこの武人「督軍の動き―引用者」の運動が支那をして再び擾乱に陥らしむる如きことあらば、我が貿易上に及ぼす危害は少々ならず。最早我国は之を袖手傍観す可きにあらず」として、「東洋の平和、支那国民の安寧、日支貿易の保障」のために消極的外交を以てするならば、大戦後には「歐米列強をして勢力を扶植せしむる」に至ることにならう。従つて「我が政事家は此の際党派間の感情問題を棄て、対支外交策を一決

し、内閣の首班は何人たるを問はず断固として其の方策に依りて勇進邁往せしむべきのみ」と主張する。「徒に事に当たりて逡巡決せず、常に好機を逸せしむる如きは我が朝野政治家の罪軽からざるなり」である（一九一七年五月三十一日）。

現実主義ないし対外硬論の外交論、すなわち偽善的仮面で以て交渉を行うことなく堂々と国益を前面に出して外交交渉を行えというのである。欧米諸国の外交交渉の名義は堂々としているが日本は君子国という仮面の下でそれを行っているが故に、このことは外交の稚拙に通じ、軟弱外交となり、ひいては国家財政の窮乏を招くのである。例えばアメリカ大統領ウィルソンと国務長官ブライアントが民主平和を唱え、国際関係における平和平衡主義を説く一方、他方においてアメリカの利権擁護のためにはメキシコに対して内政干渉を厭うことなく武力干渉まで行うとしているのに比し、日本は徒に「外国の一顰一笑を心に懸け、東洋の土耳其、墨西哥ともいふべき支那の動乱に際し外交方針を確立せず、之に干渉して南北調和の衝に当たらざりし失敗」に帰している。アメリカは「自国の利害の為に列国の意向を顧慮せず、段々乎として自己の所信を貫かんとする態度は大いに感嘆に値す」とアメリカ外交を賞賛し、「我が当局者が居留民三千人を有するにも係はらず米国の鼻息を窺ひ、独逸国軍艦が已にマンザニロに着する今日、漸く出雲艦派遣に決せしが如き実に軟弱外交の誹りを免れず」（一九一三年十一月十三日）という具合である。所謂軟弱外交批判である。

そして「余は日本外交が常に君子国の仮面の下に侵略を企てんとするを以て列国の利用するところなり」との君子国との仮面の下での侵略政策が列国の利用に供せられ、「自己の宣言に対して陰謀を実行するに能はざるに至り」として、それが為に多大の犠牲を払はされていることが一再ならずあるが故に殊更であるという。例えば韓国は日清戦争後、日本の保護国たるべきであったが、「名を韓国の独立保全に借りて征清の軍を起こしたるを以て終に之を実行する能はず」となり、さらに「再び日露戦争を開かざる可からざるに至れり」となってしまう

た。これに反し「欧米諸強国は隣接せる小弱国の内治又は外交に干渉するに、其の名義は堂々として自国の安危又は利害に借りて隣小国を侵し、又は特別關係を結ばんとする他国に対抗せり」である。これはドイツのオランダもしくはデンマークに於ける、オーストリアのバルカン諸国に於ける、またアメリカのメキシコに於けるが如きである。それに比し何故に日本の外交家は同一論鋒を以て韓国に対処し、または満州内蒙古との特殊關係を主張しないのか、と問う。そしてその後の日本を暗示するが如き演説をぶつ。

「若し我が国に大外交家あれば、共和革命軍武昌に興り、愛新覺羅氏の朝廷今や亡滅せんとするときに当り、共和軍の頭目たる袁世凱、黎元洪、孫逸仙、黃興等に謀り、東三省を支那共和国より分離せしめ、之を一国として愛新覺羅氏の領域として其の祀を絶たしめざることとせば、清朝も我が保護国の下に生存し、支那共和国も宗社党の反噬を恐る、事なく平和の解決を得て、我が国は永久に東三省を我が保護国の下に置くを得たりしならん」。そして「我が国は外交の不振拙劣を補足するに常に武力を以てせざる可からず」と外交下手が武力を要し、「武力は財力を意味するものなれば外交の拙劣は延いて国家財源の窮乏を促進するものといはざる可からず。嘆ずべきことなり」との結論に至っている（一九一三年十一月二十六日）。これを讀むものは満州国建国の思想的淵源を見出すかもしれない。確かにここには内乱を防ぐべく平和の裡に事態を解決する一つの方策ではあるが清朝の故郷としての満州国建国構想があり、實に一九三二年の満州国建国宣言の十九年前のことである。建国が軍事力によるか否かの問題もあろうし、宴席での場を考慮する必要もあろうが、当時の実業界の一部にあっては既にこうした認識があったということである。

さらに保護国の意味するところが後に満州国について言われるような傀儡国家であるか否かの問題もあろう。實際平生は中国国民が承認し其の主権に服することを認めている以上、その動機や手段が不正ないし不信であるうと「日本は正義の保護者として他国の内政に干与する権利も亦義務もなき事勿論なればなり」（一九一三年十一

月九日)と論じ、「正義」の押し売りを咎め、内政干渉を認めていない。また武器購入問題に關しても非干渉主義を採る。「支那が兵器を求むるは支那自身の随意にして之を何国より求むるも他国が之に容喙する能はざるところならずや」(一九一七年十月二十六日)。平生が内政干渉を批判していることは明らかである。ということは条約によつて主権の一部を他国に委ねるといふ意味での保護国化を意味するのであるか。もしそうであるならば、それは合法的と看做される故、實質的にはともかく形式的には正統性を伴うであろう。

確かに欧米列強と同様な態度で近隣諸国に臨めということには問題がある。しかし保護国化は当時の欧米列強の国際政治戦略の常識と平生には映つていたのである。平生の国際認識には陸奥宗光のように、東アジア国際關係を規定していた冊封体制ないし朝貢システム、その思想的背景をなす華夷思想に対する認識はない。日清戦争の、平生に言わせれば「君子国の仮面」と映じた朝貢關係にあつた清国からの朝鮮の独立を果たせとの問題はそれほど簡単なものではなかつたであろう。それは伊藤博文内閣の下、外交を担つた陸奥宗光の『蹇蹇録』を紐解けば容易に察することができる。

さらに平生の糾弾は日本の外交官の資質の問題にまで波及する。「今や我が国に於いては英邁卓識の外交官に乏しく、為に外交の不振は其の頂点に達せるの感あり。殊に対支外交に於いては利権の獲得は勿論、支那人懐柔の点に於いても之を他の英米独露の諸国に一籌を輪し、常に其の後に瞠若たる事比々皆是なり」とし、「今や我が国外交界は外国語を巧みに操る片々たる才子多くして、真に国家の将来を考へ世界の大勢を慮りて其の方針を定め計画を為す者稀なる」(一九一四年五月二十八日)と論じる。これは山座円次郎駐北京公使逝去にさいして、その死を惜しんでの平生の感想である。

また「我は外交手段を第一とし、之を支持するに兵備を以てす可し」と論じ、どこまでも外交手段で以て国益を図り軍事力をその支持手段として国際關係に対処すべきことを主張し、外交無視の軍人が前面に出ることを批

判する。「然るに我が軍人は眼中外交なく、単に自己の兵力のみを以て国を守り国力を進めんとす、過れるものと云ふべし」である。「国力を計らずして濫りに兵備を拡張せし国家が栄へたる事例なきこと如何」（一九一三年十一月二十七日）とまで論じ、国力を考慮外に置き、軍事力のみを拡張する国が栄たためしがないと明言する。対外硬論をとる平生ではあるが、其の手段はどこまでも平和的手段、すなわち外交でまずは解決すべきであつて、軍部の専断は平生にあつては批判すべき亡国的行為なのである。

当時の実業界のアジアにおける中国、韓国をめぐる日本の位置づけは平生のようなものであつたかどうかは、無論、検証を要しよう。しかしそこは平生が明言しているごとく、当時の中国ないしは韓国の支配層の実態とそ
の下で生活している無辜の民の実態を直視しなければならない。

「中華民國設立以来已に五里霜余、其の間数回の革命運動あり、支那の統一は完成せられず南北嫉視し官民調和せず、財政益艱難なり」との革命後の中国の混乱を指摘し、「幸ひに欧州戦争なくんば支那は極東の土耳其の如く各国公使は之を自国の利益に利用せんと陰謀密策熾んに行はれ、政府は各国の傀儡として行動する売国奴の跋扈を見る」に至り、「何等の手腕なき我が外交家は拱手してこの暗闘を傍観するのみならん」となつてい
る。従つて大戦中であるが故に「我が国は些々たる問題に拘泥することなく、進んで支那の有力者と肝胆相照して日支親善の実を挙ぐることに力むべく、又実業家は多少の危険を冒して支那実業家と結託して日支経済の連鎖を形成するに力めざるべからざるにあらずや」（一九一七年二月二十二日）と日中親善経済連携論を唱える一方、他方において「支那の如き輿論が無視せられ有力政府の権力に盲従する旧慣ある国との外交には、沸騰せる輿論は寧ろ支那の国民の感情を傷つくるのみにして何等の効果あるものにあらず」と述べ、「英米の如き政府は、一に輿論の帰向を察して終始する国に対する外交は輿論を以て之を支持するの要あり。而して其の効果も顕著なれば、大いに演説に筆紙に輿論を喚起して政府の猛省を促すこと必要ならん」となるが、「同一筆法を以て支那に

対する外交を支持せんとする如きは誤算といふべし」と断ずる。従って「対支の外交は宜しく樽俎の間に決す可し」であり、「濫りに大言壮語して支那国民の誤解を招くべからず」と論ずるのである（一九一七年四月二十七日）。英米流の輿論政治を以て中国に対処することは問題であるとしつつ樽俎折衝、すなわち平和的に外交交渉を行い、「支那の政治家が唯自己の手に権勢を得んがため政争に政争を重ね、何等国運の隆昌、国民の幸福に対して寄与せんとするの報念あるにあらず。朋党互いに相排して国家の前途暗澹たるをも顧慮するところなく、唯目前の問題を政争の具に供して百方策を講じて政権を得んとし、而して一般国民は恰も舞台上演技せる俳優に対する観客の如く唯批評の位地に立ちて平然とし、如此くして国家は危殆の位地に赴きつ、あるを感得せざるが如く、実に支那国民は政事的に神経麻痺せるものの如し」と政治的抗争に明け暮れ、国運や国民の幸福を顧みることなく、近視眼的に問題を処理するのみの中国政府、また同様に政治的麻痺に陥っている中国民衆の実態を分析し、それはまた日本においても妥当するとう23（一九一七年五月十一日）。国民の非政治的態度が中国をして政争に明けくれる事態を生んでいるのである。そうして大中国の政治制度についても言及する。

中国政界は実に「走馬灯的」であり、その政争程不可解のものは少ないと平生は記し（一九一七年六月一日）、さらに「少数の功名心強き政治家が民主化せるも大多数の国民は無智文盲にして憲法の何物なるやを解せざる支那に於いて、文明国民を統治すべき共和制を以てすることは其の成功疑わしく、寧ろ帝政こそ適当ならんも、復辟は漢人の不快とするところなれば漢人を以てすること妥当ならんも、今や数回の革命生ずるも一偉人の決起せざるを見れば現代に於いて一世を風靡するに足るべき大人物なしといはざるべからず。然らば復辟こそ最も帝政復活には最捷の経路ならんか」（一九一七年七月二日）と帝政復古が中国に相応しい制度であるともいう。憲政はそれを担うに相応しい国民を前提とするのであって、その意味では日本も同様である。満清帝国を倒したとしても、革命後の混乱が明治維新後の日本の場合と異なつて、容易に安定しないのである。来日中の長継の挨拶に

「支那には農工商に属する民衆と、中流知識階級と、軍閥官僚に属す一派と、無職遊食の徒（約一千万人）の四分
類あり。前二者は民国の基本、国家の大本を組織するものにして、この二派の利害を主眼として国家の政治を行
わざるべからざるに私利私欲を逞しふし、人民を塗炭の苦しみに逢はしむることを以て平然たる官僚輩は遊食の
徒、浮浪の輩に武器を授けて自己の爪牙とし、以て武装なき民衆及び憂国の志士を圧迫して自己の横暴を専ら
にせんとするものなり」に対し平生は「日本国民の要求するところは支那における平和なり、国体の如何は日本
人の干与すべきにあらず。左れば日本人としては支那の平和に寄与し得べき人物若しくは政党政派は之を後援し
て平和を克復し、以て支那民衆に安静なる生活を与へ、以て日支貿易をして安全に拡充せしめざるべからず」
（一九一七年九月十四日）と論じているのである。

平生にとって「対支問題を以て日本存立問題とせるは大いに我意を得たり」であり、それは「今や欧米人は経
済問題に於いて自給自足主義を取りて平和の戦場に臨まんとす」に見られるように欧米諸国がブロック経済へと
歩んでいる国際経済の動向があるのである。そうであるがゆえに平生は日中親善を図り、欧米帝国主義のさらな
る進出を防ぐべく日中提携論を唱える。「実に日支が相親しみ相睦みて以て東亜百年の大計を樹立するにあらざ
れば大亜細亜州も亦白哲人の馬蹄に蹂躪せらるゝに至らん。余は日支親善は帝国存立の問題なることを朝野人士
が自覚し、眼前の小利害に迷ふて大勢の去就を誤らざらんことを希望して止まず」（一九一七年九月十八日）。長
期的展望のもとでの日中提携論である。

五 おわりに

平生がこの世に生を享けたのは慶應二年、すなわち一八六六年の維新前二年のことである。福澤が一八三五年

の生まれであることから、両者には三十年余りの差がある。それは通常の世代観でいえば正に一世代の差ということになる。そして平生が教育を受けたのは明治六（一八七三）年の学制頒布から明治二十三（一八九〇）年の教育勅語発布の年までである。憲章校（小学校）、岐阜中学中途退学、周徳舎（漢学塾）、東京外国語学校、東京商業学校、高等商業学校と変則的ながら数えて八歳から二十五歳までが修学時代であった。それは丁度、帝国憲法が発布される以前の明治国家の方向性が定まって行く過程の時期でもあった。

平生の皇室に対する崇敬の念は藩主のそれが代位した時代と考えても不思議ではない。平生はしかし旧岸和田藩主岡部家のために誠意誠心尽力していることを思えば忠臣二君に仕えずという意味での尊皇心というよりは、植民地化の可能性の高かった日本を欧米列強に伍するに至った国家の象徴としての天皇への赤心であったとみるべきであろう。平生が倫理規準として常に唱える武士道も従って尊皇心と矛盾するものではなく、農民出身にして武門に入籍した実父時言の実像を踏まえての理想化されたものであつたらう。武士道が近代日本において喧伝されたのは日清・日露戦期、あるいは第二次世界大戦前期から戦中にかけてであるといわれるが、平生の場合は生涯を通じてである。これが平生の正義感の基底になっていることは疑い得ない。そうしてここからそれに相応すると思った思想を取り入れていくのである。菩薩業しかり、法華経しかり、さらにはキリスト教しかりである——額入れのクオヴァデイス・ドミネ教会の写真を部屋に飾っていた——。

政治観については主として平生の立憲政治に対する見解を紹介したが、明治憲法発布時に高等商業学校を卒業してはいるが、自伝にその叙述はない。しかし平生の立憲思想はプロイセン流の超然主義内閣よりもイギリス流の政党政治を旨とする議院内閣制であった。

外交思想については平生の見解は欧米列強のそれに倣いつつ、対中外交を基本に日中提携論を説くものであった。時に保護国化の視点がそこに顕れているにしろ、それは支配層の不安定化に伴う民衆の立場からの思いが日

本の国益の問題と共に平生にはあり、ここにも単なる国益中心ではない。けれどもそこにブロック経済化が進展するにつれてアジアモンロー主義ともいふべき道を歩みだす契機をみることも可能である。その後の平生の大陸政策論も、国際情勢を踏まえつつ唱えられるが、外交交渉を第一とし、軍人の独走への動きにはどこまでも反対であった。

大正期という近代日本における相対的安定期の実業に従事する人物の思想の一端は以上の如きものであったが、その後の日本は狂瀾怒濤の時代につき進む。その時、平生は一実業家から政治の世界に身を投ぜざるを得なくなるのであった。

- (1) これまでの平生研究については大野愛子編「平生鈇三郎研究論文等一覽」(甲南学園編『平生鈇三郎——人と思想Ⅱ——』甲南学園、平成十五年、二三五—二四〇頁)参照。尚、最近の研究として瀧口剛「大阪帝国大学設立の政治過程——大阪財界と浜口雄幸内閣——」(『阪大法学』第五十九卷第三・四号)、正田浩由「北支那方面軍最高顧問平生鈇三郎と経済委員会・日華経済協議会の発足」(『早稲田政治公法研究』第九十三号)、藤本建夫「平生鈇三郎と日本社会の経済倫理——第一次世界大戦と日本の対応——」(1)(『甲南経済学論集』第五〇卷第一・二・三・四号)。
- (2) アルバート・M・クレイグはJ・M・ケインズの次の言葉を引用して福澤と伊藤との関係を語っている。「実務家たちは如何なる知的な影響も受けていないと思ひ込んでいるが、ふつう死せる経済学者の奴隷である」(アルバート・M・クレイグ著、足立康・梅津順一訳『文明と啓蒙——初期福澤論吉の思想——』慶應義塾大学出版会、二〇〇九年、二〇九頁参照)。
- (3) 甲南学園編『平生鈇三郎日記』第一卷、甲南学園、二〇一〇年。以後全十七卷に纏めて随時刊行される予定であるが、時代は大正二(一九一三)年十月七日から昭和二十(一九四五)年十月二十四日までの三十二年間に及んでいる。以下平生日記からの引用参照については西暦年月日で以て表示する。尚、片仮名を平仮名に直し、明らかな誤記は正し、句読点を適宜ふした。

- (4) 『漱石全集』第九卷、岩波書店、一九九四年、二九七頁。
- (5) 門閥政治を批判し民間にあって才名徳望あるものが国政に参加することを以て「国会の精神」としたのは福澤諭吉であるが、これは徳川封建制下の門閥政治を批判した維新の精神ともいえるエトースであった。慶應義塾編『福澤諭吉全集』第十二巻、岩波書店、一九六〇年、二九四頁参照。
- (6) 平生が後年、年々伊勢詣をなしたのは、岐阜加納から徒歩にて伊勢詣をなした父の志に倣つてのことである点については平生鈺三郎『平生鈺三郎自伝』名古屋大学出版会、一九九六年、六頁参照。本書からの引用についても明らかに誤記と思えるものは正し、句読点も適宜修正した。
- (7) 例えば福澤は主著『文明論之概略』で国体観念を J・S・ミルの Nationality を援用して血統から切り離し、皇学者流の皇室の存在を相対化している。『福澤諭吉全集』第四巻、二七—二八頁参照。
- (8) 『拾芳』は平生の奨学生たちが出していた会員誌。尚、拙編・解題「平生鈺三郎論説論考集」『甲南法学』第三十巻第四号、二一四頁参照。
- (9) 前傾『平生鈺三郎自伝』一一頁参照。田中家の変遷についても、同上八一—一四頁参照。
- (10) 例えば渡辺浩『日本政治思想史——御威光から文明開化まで——』東京大学出版会、二〇一〇年、三三八—三三九頁参照。
- (11) 新渡戸稲造『武士道』(英文、初版、一八九九年、増補版一九〇五年)はその代表的なものであり、これが武士道そのものと誤解されやすいが、無論、武士道の位相は様々である。興味深いことに武士道を強調して止まない平生ではあるが、平生の新渡戸観には奨学生依頼の件で厳しいものがあつた。前掲『平生鈺三郎自伝』三〇九—三一〇頁参照。尚、平生は新渡戸の『武士道』を読んではいないようである。
- (12) 『丸山眞男講義録』[第五冊] 日本政治思想史 1965 東京大学出版会、一九九九年、四五頁参照。
- (13) 同上『平生鈺三郎自伝』五頁。
- (14) 渡辺浩『近世日本社会と宋学』東京大学出版会、一九八五年、一五頁参照。
- (15) 『福澤諭吉全集』第一巻、三〇頁、同第四巻、一三三—一三八頁参照。尚、福澤の武士道論については拙稿「福澤諭吉の武士道論——理想的人間類型についての一試論——」『慶應義塾創立一五〇年記念法学部論文集 慶應の政

治学 政治思想』慶應義塾大学法学部、二〇〇八年、三五―六一頁参照。

(16) 『大阪朝日新聞』昭和十一(一九三六)年三月二十五日。

(17) 平生の父田中時言についての平生の証言はその一端を示している。「父は学才あるにあらず。世故に長じにあらず。されば他の土族の果ての如く県庁、郡役所又は警察監獄の小吏たるの資格もなく、唯、傘の骨を削るの内職を有するのみなれば、実に武士は食はねど高楊枝の精神が存したればこそこの苦難の中に立ちて毅然として正道を踏み一歩も岐路に入らざりしなり」(前掲『平生飢三郎自伝』二〇頁)。平生の場合、武士たることが苦難のなかにあっても正道を踏む根拠なのであるが、役人がそれに相応しい職業であったことがここで理解されよう。ちなみに養父平生忠辰は旧岸和田藩士で藩政を司る身であったが下級官吏に甘んずることができなく、事業にも手をだしたが失敗し、司法省の筆耕となった人である。謹厳にして公正、温厚にして慈愛ある廉潔な人物であったと平生自ら記している。平生が入籍時、岐阜区裁判所判事補であった。同上、六四、六七―六八頁参照。なお平生も時に接した旧藩主岡部長職については小川原正道『評伝 岡部長職——明治を生きた最後の藩主——』慶應義塾大学出版会、二〇〇六年参照。

(18) 松沢他編『丸山眞男集』岩波書店、一九九五年、二二六頁参照。

(19) 宮沢俊義『日本憲政史の研究』岩波書店、一九六八年、三二―一頁参照。

(20) 『福澤論吉全集』第十二卷、二九四頁参照。尚、福澤が明治憲法発布当時、民衆がプロイセンではなく英国流の政権交代可能な責任執政を期待していたこと(同上、七四―七五頁参照)、それに否定的ではあったが、にもかかわらず福澤が責任内閣制を訴えていたことは事実である(『福澤論吉全集』第六卷、一〇七―一〇九頁参照)。

(21) 平生はまた「国民に政治思想薄く代議政体の観念なきに代議政治を施したる結果は今日の如き政党政治の弊害を生じたるものなり、真に嘆ずべき事なり。この弊害を斐除せんには国民をして代議政体を尊重す可く教育せざる可からずと信ず。之に付きても目下の教育は根本に改革せざる可からず」(一九一四年十二月二十九日)と述べ、政党政治の前提として政治教育の必要性を説いている。ただしこの時機、平生のみるところ日本はやつと英国における一八世紀中葉に責任内閣制の発達を促したウォルポール時代に近づきつつあるとのことである(同上)。

(22) 『福澤論吉全集』第一卷、四二―三頁参照。これは福澤が訳したチェーンバース版『政治経済読本』(Chambers's *Political Economy for Use in Schools, and for Private Instruction*, London and Edinburgh: William and Robert

Chambers, 1873, p.28) に於て。

(23) 「日本国民の多数も亦之に類するものなり。由来、東洋国民は民主的政治の真髄を理解せず、唯其の外容を模倣せるに過ぎざれば、国民一般に民主的政治の価値を教示するにあらざれば、国家少数の政権競争者の為に麻痺せしめらるゝに至らん。我が国民は決して支那現情を以て対岸の火棍すべからざるなり、大いに猛省せざる可からず。」